

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

クロスボーダー訴訟当事者にオンライン立件サービスを提供することに関する若干の規定
（最高人民法院により 2021 年 2 月 3 日発布、同日施行）

同等に迅速かつ高効率な立件サービスを中国内外の当事者に享受させるために、「中華人民共和国民事訴訟法」、「人民法院による立件登記に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」等の法律及び司法解釈に基づき、人民法院の業務の実情を併せ考慮して、本規定を制定する。

第 1 条 人民法院は、クロスボーダー訴訟当事者のために、オンライン立件ガイドライン、照会、代理委託のビデオ立会い及び立件登記サービスを提供する。

本規定にいう「クロスボーダー訴訟当事者」には、外国人、香港特別行政区、マカオ特別行政区（以下「香港・マカオ特区」という。）及び台湾地区の居住者、常居所地が国外又は香港・マカオ・台湾地区に所在する我が国の内地公民並びに国外又は香港・マカオ・台湾地区において登記登録した企業及び組織が含まれる。

第 2 条 クロスボーダー訴訟当事者のためにオンライン立件サービスを提供する事件範囲には、第一審の民事訴訟及び商事訴訟の提起が含まれる。

第 3 条 人民法院は、中国移動微法院（訳注：リモート裁判が可能な WeChat ミニプログラム）を通じて、クロスボーダー訴訟当事者のためにオンライン立件サービスを提供する。

第 4 条 クロスボーダー訴訟当事者がオンライン立件を初めて申請する場合には、受訴法院がまず身分検証を展開しなければならない。身分検証では、主に国家移民管理局の出入国証書身分認証プラットフォーム等を利用してオンライン検証を行う。オンライン検証をすることができない場合には、受訴法院がオンラインにて当事者の身分証書及び公証、認証、転送、郵送確認等された身分証明資料に対し人による検証を行う。

身分検証結果は、3 業務日内にオンラインでクロスボーダー訴訟当事者に告知しなければならない。

第 5 条 クロスボーダー訴訟当事者は、身分検証を行う場合には、受訴法院に対して、次の各号に掲げる資料をオンライン提出しなければならない。

- (一) 外国人は、旅券等の自らの身分の証明に用いる証書を提出しなければならない。企業及び組織は、身分証明文書並びに当該企業及び組織を代表して訴訟に参加する者が代表者として訴訟に参加する権利を有する旨の証明文書を提出しなければならない。証明文書は所在国の公証機関による公証を経、かつ、当該国に駐在する我が国の在外公館による認証を経なければならない。外国人並びに外国の企業及び組織の所在国が我が国と外交関係を確立していない場合には、当該国の公証機関による公証を経、当該国に駐在する、我が国と外交関係を有する第三国の在外公館による認証を経たうえで、第三国に駐在する我が国の在外公館に認証させることができる。我が国と外国人並びに外国の企業及び組織の所在国とが取り決め、締結し、

又は参加する国際条約又は規約中に、証明手続について具体的な規定がある場合には、その規定に従う。但し、我が国が留保を表明する条項を除く。

- (二) 香港・マカオ特区の居住者は、香港・マカオ特区の身分証書又は香港・マカオ居住者居住証、香港・マカオ居住者内地往来通行証等の自らの身分の証明に用いる証書を提出しなければならない。企業及び組織は、身分証明文書並びに当該企業及び組織を代表して訴訟に参加する者が代表者として訴訟に参加する権利を有する旨の証明文書を提出しなければならない。証明文書は内地が認めた公証人による公証を経、かつ、中国法律服務（香港）有限公司又は中国法律服務（澳門）有限公司による捺印転送を経なければならない。
- (三) 台湾地区の居住者は、台湾地区の身分証書又は台湾居住者居住証、台湾居住者大陸往来通行証等の自らの身分の証明に用いる証書を提出しなければならない。企業及び組織は、身分証明文書並びに当該企業及び組織を代表して訴訟に参加する者が代表者として訴訟に参加する権利を有する旨の証明を提出しなければならない。証明文書は、兩岸の公証書使用査証経路を通じて処理しなければならない。
- (四) 常居所地が国外又は香港・マカオ・台湾地区に所在する我が国の内地公民は、我が国の公安機関が作成・発行した居住者身分証、戸口簿又は一般旅券等の自らの身分の証明に用いる証書を提出し、かつ、就労ビザ、常居証等の自身が国外又は香港・マカオ・台湾地区において適法かつ連続的に居住して1年を超えていることを証明する証明資料を提供しなければならない。

第6条 身分検証を通過したクロスボーダー訴訟当事者は、我が国内地の弁護士に訴訟の代理を委託する場合には、受訴法院に対してオンラインビデオ立会いを申請することができる。

オンラインビデオ立会いは、裁判官がオンラインにて主催し、裁判官、クロスボーダー訴訟当事者及び委託を受けた律師の三者が同時接続する。クロスボーダー訴訟当事者は中華人民共和国の共通語を使用し、又は通訳を配備しなければならない。裁判官は委託を受けた律師及びその所属する律師事務所並びに委託行為が確かにクロスボーダー訴訟当事者の真実の意思表示によるものであるか否かを確認しなければならない。裁判官によるビデオ立会いの下で、クロスボーダー訴訟当事者及び委託を受けた律師は、代理委託に係る文書に署名した場合には、その後公証、認証、転送等の手続を行う必要がない。オンラインビデオ立会いの後に、委託を受けた律師は、オンライン立件、費用のオンライン納付等の事項を代理展開することができる。

オンラインビデオ立会いの過程は、システムが自動的に保存することとする。

第7条 クロスボーダー訴訟当事者は、オンライン立件を申請する場合には、次の各号に掲げる資料をオンライン提出しなければならない。

- (一) 訴状
- (二) 当事者の身分証明及び相応の公証、認証、転送、郵送確認等された資料
- (三) 証拠資料

上記の資料には、中華人民共和国の共通文字又は相応の資質を有する翻訳会社によって翻訳された翻訳版を使用しなければならない。

第8条 クロスボーダー訴訟当事者が訴訟の実施を代理人に委託する授權委託資料には、

次の各号に掲げるものが含まれる。

- (一) 外国人並びに外国の企業及び組織の代表者が我が国の国外において授權委託書に署名する場合には、所在国の公証機関による公証を経、かつ、当該国に駐在する我が国の在外公館による認証を経なければならない。所在国と我が国とが外交関係を確立していない場合には、当該国の公証機関による公証を経、当該国に駐在する、我が国と外交関係を有する第三国の在外公館による認証を経たうえで、第三国に駐在する我が国の在外公館に認証させることができる。我が国の国内において授權委託書に署名する場合には、裁判官立会いの下で署名するか、又は内地の公証機構による公証を経なければならない。我が国と外国人並びに外国の企業及び組織の所在国とが取り決め、締結し、又は参加する国際条約又は規約中に、証明手続について具体的な規定がある場合には、その規定に従う。但し、我が国が留保を表明する条項を除く。
- (二) 香港・マカオ特区の居住者並びに香港・マカオ特区の企業及び組織の代表者が我が国の内地以外において授權委託書に署名する場合には、内地が認めた公証人による公証を経、かつ、中国法律服務（香港）有限公司又は中国法律服務（澳門）有限公司による捺印転送を経なければならない。我が国の内地において授權委託書に署名する場合には、裁判官立会いの下で署名するか、又は内地の公証機構による公証を経なければならない。
- (三) 台湾地区の居住者が我が国の本土以外において授權委託書に署名する場合には、兩岸の公証書使用査証経路を通じて処理しなければならない。我が国の本土において授權委託書に署名する場合には、裁判官立会いの下で署名するか、又は本土の公証機構による公証を経なければならない。
- (四) 常居所地が国外に所在する我が国の内地公民が授權委託書を国外から郵送提出又は委託提出する場合には、当該国に駐在する我が国の在外公館による証明を経なければならない。在外公館がない場合には、当該国に駐在する、我が国と外交関係を有する第三国の在外公館が証明したうえで、当該第三国に駐在する我が国の在外公館に証明させ、又は現地の愛国華僑団体に証明させる。

第9条 受訴法院は、オンライン立件申請を受け付けた後に、次の各号に掲げる処理をしなければならない。

- (一) 法律の規定に適合する場合には、遅滞なく立件登記する。
- (二) 提出された訴状及び資料が要求に適合しない場合には、15 日以内に補正するよう当事者に一括告知しなければならない。当事者は、15 日内の資料補正が困難である場合には、受訴法院に対して 30 日までの補正期限延長を申請することができる。当事者が指定の期限内に要求どおり補正せず、かつ、補正期限の延長も申請しない場合には、立件資料について差戻処理を行う。
- (三) 法律の規定に適合しない場合には、資料をオンラインで差し戻し、かつ、具体的な理由を釈明することができる。
- (四) 法律の規定に適合するか否かを直ちに判定することができない場合には、立件するか否かを 7 業務日以内に決定しなければならない。

クロスボーダー訴訟当事者は、処理の進捗及び立件結果をオンラインで照会すること

ができる。

第10条 クロスボーダー訴訟当事者の提出した立件資料に、次の各号に掲げる内容が含まれている場合には、受訴法院は、立件登記をしない。

- （一）国家の主権又は領土の完全性及び安全性に危害をもたらすもの
- （二）国家の統一、民族の団結及び宗教政策を破壊するもの
- （三）法律法規に違反し、国家秘密を漏洩し、国の利益を損なうもの
- （四）他人を侮辱誹謗し、個人攻撃、罵倒又は中傷を行い、法院による告知を経てもなお是正を拒絶するもの
- （五）提訴事項が人民法院の管轄範囲に属していないもの
- （六）その他法律の規定に適合しない提訴

第11条 その他の訴訟事項は、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定により処理する。

第12条 本規定は、2021年2月3日から施行する。

（法令原文名称：关于为跨境诉讼当事人提供网上立案服务的若干规定）